



2021 年度 夏季手当に関する申し入れ

JTSU-E 本部申 26 号
(4月23日申し入れ)

基準内賃金の 2.7 箇月分 + 10 万円

「昇給係数 2」とした特別昇給の実施

2021年6月11日までに回答

支払指定日は 2021年6月30日まで

を要求！！

申し入れ事項

- 2021 年度夏季手当については、基準内賃金（エルダー社員は基本賃金）の 2.7 箇月分 + 10 万円とすること。なお、この要求の根拠は、JR 東日本グループで働く全ての組合員・社員が新型コロナウイルス感染症への感染拡大の恐怖に晒されながらも、公共交通機関として地域の足を守るという社会的責任を果たし続け、自らの社会的使命を自覚して、安全で安心した輸送サービスを提供し続けてきたことへの正当な評価として求めていくものである。
- 令和 3 年度の新賃金において「定期昇給を実施し、その際の昇給係数は 2 とする」としたことは、エッセンシャルワーカーとしてこのコロナ禍で奮闘し続けてきた労働に対する評価として実施されるべき定期昇給の概念を崩したのみならず経験労働の重要性をも否定したものであり、「組合員・社員を不幸にしない」という労使交渉での確認事項に基づき「昇給係数 2」とした特別昇給の実施を行うこと。
- 会社で検討が進められているとされる「エリアマネジメント」施策についての全容を明らかにすること。また「キャリア加算の廃止」など、労働条件が低下する施策は実施しないこと。
- 自己申告書に基づいた個人面談において、本人の意向を一切考慮せず蔑ろにした異動がおこなわれていることや「兼務発令」「相互運用」の実施など、会社施策の整合性を欠いた「新たなジョブローテーション」の廃止を速やかに検討すること。
- この要求に対する回答については、2021年6月11日までにを行うこと。
- 支払指定日は、2021年6月30日までとすること。

職場内改良や中央快速線グリーン車導入など設備投資をしているならば、会社は私たちに還元する能力は十分にある！！

私たちは日々感染対策を行いながら、業務に奮闘している！

満額回答を強く求めます！！

